

「広野町復興計画（第一次素案）」に関する意見と意見に対する町の考え方

No	意見項目	意見等の内容	町の考え方
1	原子力事故対策について	上北迫字岩沢地区を埋め立て、原子力事故対応にあたる業者を一箇所に集めてはどうか。	左記箇所の埋め立てについては、計画を有しておりません。 また、町内に点在する業者の集約については、場所の選定等を含め検討を行います。
2	駅東側の開発について	駅東側については、企業誘致ではなく、若い人が安心してできる農業を考えてはどうか。	今回の震災により被害の大きかった駅東側については、復興のシンボル事業として当該地区の面的整備を計画しております。当該地区は、農地がほとんどであり、今後の農業のあり方を含め、地権者等と協議を行います。
3	道路の整備について	浜田地区から桜田地区を結ぶ道路（旧浜街道）を拡幅してはどうか。	左記道路については、現状の道路幅員3～4mを5mに拡幅する整備を計画しています。
4	住宅団地造成について	いわき市境より北部の亀ヶ崎地区、山麓線沿いの山を双葉郡の人のために住宅団地を造成してはどうか。	左記箇所に住宅団地造成については、計画を有しておりません。しかし、原発事故収束の状況、警戒区域見直し等を考慮すれば、住宅団地の造成も必要と思われ、継続的に検討を行います。
5	既存機能の誘致について	県立大野病院、県立高校の機能を誘致してはどうか。	原発事故収束の状況、警戒区域見直しを踏まえ、県や双葉郡内の他町村と継続的に協議を行います。
6	生活環境について	帰還に際し、医療環境と商業環境を早期に整備して欲しい。	帰還に際し、生活関連サービスの確保は不可欠であり、早期の環境整備に努めます。
7	学校の再開について	学校の再開については、除染が大前提であり、有効な方法により除染事業が実施されているのか。また、学校の再開に際し、マイクロバス運行など弾力的な対応を取るべきではないか。	校舎の除染については、原発関連で除染業務の経験が豊富な事業者と契約を行い、校舎内外だけでなく、学用品の除染も徹底して行っています。 除染方法は、様々な手法を使っているの で、除染対象物の素材等を考慮し、もっとも効果のある方法で除染しています。 また、スクールバスの運行は柔軟に対応したいと考えています。
8	学校の再開について	学校再開は、除染、治安の確保を行い、大人の帰還後にすべきではないか。	学校再開は町として帰還宣言を行ってから行います。学校施設及び学校敷地の除染を行うことで学校の再開は可能と考えているが、通学路やその他の除染の進捗状況を踏まえて再開時期を検討します。同時に、医療機関等のインフラを確保するために関係機関へ協力を依頼するとともに、町外から出入りしている作業員等を指導する各企業に対し、徹底したモラル教育を実施するよう要請します。 さらに、学校安全に資するため、警察組織や自主防災組織等へパトロールの強化を要望します。

No	意見項目	意見等の内容	町の考え方
9	町の人事について	復興に関し人員不足が懸念され、行政・企業OBの方々の知恵や技術を活用してはどうか。また、復興に関する業務が多岐にわたるため、副町長を行政系、事務系の2人体制にしてはどうか。	復興に関し、行政・企業OBの方々の活用については、どういった分野での活用が可能か検証します。また、副町長の2人体制については、考えておりません。
10	除染について	原子力事故対応にあたる車両を規制しなければ除染作業の効果がないのではないかと。また、道路の放射線モニタリングを実施していれば、公表すべきである。	今後、国・東電に対し、道路のモニタリング実施及び結果の公表を要望します。
11	除染について	除染を自ら行うべきではないか。このことにより、コミュニティの再生、マスクミPR効果、帰還意識が高まるのではないかと。	除染を効果的に実施するためには、専門知識、技術、設備等を要するため、屋外の除染については、町が専門業者に委託して実施します。屋内の除染（清掃）については、基本的には町民の皆様にお願ひしたいと考えています。なお、その際のマニュアル、清掃用具等を各戸配布します。
12	除染について	住宅、公共施設、生活道路等を目標値まで除染すべきである。	町の除染実施計画に基づき、町民の皆様が安心して生活できる環境を取り戻すため、追加被ばく線量を当面は半減、最終的には年間1ミリシーベルト以下を目指し除染を実施します。
13	雇用の確保について	雇用の確保において、自然エネルギー関連、風力発電所等の設置が有効な手段と考える。	雇用の確保は、復興の喫緊の課題であります。再生可能エネルギーの導入を含め、検討していきます。
14	工場誘致について	企業誘致に際し、政府、経団連等に働きかけを行うべきではないかと。	動向を把握し、積極的な働きかけを行っていきます。
15	防災について	堤防の修復・拡充を早急に取り組むべきである。	福島県事業において、広野町沿岸の海岸堤防の天端高をT P8.7mとし、整備を行います。早期の竣工を求めています。
16	東京電力福島第一・第二発電所について	更なる事故の防止と情報の開示を求めるべきである。	更なる事故防止と情報の開示については、これまで国及び東京電力（株）に対し、積極的な働きかけを行ってきました。今後も継続して働きかけを行います。
17	農業について	水稻の作付け制限を行うべきではないかと。	①平成23年作付け制限となったことから、米のセシウムに係るデータが少なく、且つ、平成24年4月1日から食品衛生法上の新基準値が100Bq/kgとなることから、平成24年に作付けを行った場合、基準値を超える米が生産される可能性が否定できないため、生産者に作付け自粛を要請しています。 ②全町避難している状況から、農地の適正な管理が行われてなく、平成25年産米の作付けを安全・安心に行うためにも、農地の除染を実施し、保全管理、水路の維持管理に努め、実証田を設け検証します。

No	意見項目	意見等の内容	町の考え方
18	まちづくりについて	町の復興計画等の策定には、若い世代の意見を参考にすべきである。	町の復興計画策定に際しては、町民から応募のあった14名の委員により策定協議会を組織し、策定作業を行いました。14名の委員については、各年代から選任させていただきました。 今後、復興計画等の見直しも想定され、町民から幅広くご意見をいただけるようにしていきたいと考えています。
19	まちづくりについて	双葉郡の中心となるようなまちづくりをすべきである。	広野町の復興なくして、双葉地方の復興はありません。広野町の復興はもとより、双葉郡の他町村の復興・再生に対しても支援をしていきます。